

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成25年8月7日(水) 10時00分～11時54分
■場 所	小田急仙台ビル 3階 会議室4
■出席委員	持田会長、永幡副会長、武山委員、松木委員、松八重委員、三上委員、溝田委員、安井委員、山口委員、山崎委員、山田委員、山本委員、横山委員
■欠席委員	風間委員
■事務局	佐藤環境部長兼環境企画課長、川股環境都市推進課長、早坂環境対策課長、環境調整係
■事業者1	(仮称)東部復興道路(主要地方道塩釜亘理線外1線)整備事業 事業者
■事業者2	東北大大学青葉山新キャンパス整備事業 事業者
事務局	【次第1 開会】 ・審査会成立報告
事務局	【次第2 資料確認】 ・資料確認
持田会長	【次第3 審議】 《公開・非公開の確認》 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。 →(各委員了承) 《署名委員の確認》 議事録署名 永幡委員に依頼 →(永幡委員了承)
持田会長	【次第3 審議1】 それでは審議に入る。 審議事項1は「(仮称)東部復興道路(主要地方道塩釜亘理線外1線)整備事業環境影響評価準備書について」である。前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針等を示して頂き、さらに答申案についてご議論頂きたい。
事務局	(仮称)東部復興道路(主要地方道塩釜亘理線外1線)整備事業環境影響評価準備書の説明会は、平成25年7月9日に開催された。また、準備書は平成25年6月12日から1か月縦覧を行い、平成25年7月25日までが意見書の提出期間であった。意見書の提出が1件あったと事業者から報告があった。 前回審査会以降の指摘事項と対応方針については、事業者から説明する。
事業者1	(資料1-1, 1-2, 1-4について説明)
持田会長	ただいまの説明に対して、委員の皆様からご質問・ご意見等をお願いする。

三上委員	<p>2点ある。1点目は資料1-1の15頁、No.2について本事業に係る調査と並行し、国土交通省及び林野庁でも調査を実施していると記載があるが、通常の猛禽類調査においては、なるべく猛禽類に対する影響を減らすため、調査を絞って行う。しかし、3つの事業がそれぞれ調査を行ったとすると、3重に調査を行っていることになってしまうため、可能な限りデータ共有を行う方策を探っていただきたい。</p> <p>2点目は資料1-2の8.10-11頁の猛禽類調査結果の記載についてだが、もう少し詳細に記載して欲しい。例えば、繁殖に失敗した理由についての記載がないが、理由がわからないのであれば「わからない」と記載してもらいたい。また、「わずかに残った海岸林内で」という記載については、具体的にどの程度残ったのかがわかるような記載をしてもらいたい。</p>
溝田委員	<p>事業計画周辺地は、土地の所有が様々な省庁、地方自治体に分かれて入り組んでいる。複数の環境アセスメント会社が同一のオオタカの巣を観察した結果、そのストレスによりオオタカが巣を放棄してしまった事例が実際にあるようなので、そのようなことにならないようにしていただきたい。</p>
事業者1	<p>いただいたご意見の趣旨を十分に理解し、国に働きかけたが、現段階では良い返答はもらっていない。しかし、今後も猛禽類についてはモニタリングを行うため、また、国においても同様だと思うので、引き続きいただいたご意見の趣旨も伝えつつ、働きかけていきたい。</p>
持田会長	<p>オオタカにとっては国も市も関係ないので、周辺事業全体で見るべきである。これは以前に私が、景観に関して本事業だけでなく周辺事業も合わせ全体で考えるべきと述べたことと同じ話だ。縦割り行政のため、なかなか実現しないが、国等の会議等に関わっている委員の方がいれば、そちらの会議でもご発言いただきたい。</p>
事業者1	<p>2点目の詳細な記載に関する意見についてはどうか。</p> <p>今後のモニタリングの際にも必要なことだと認識しているので、情報については可能な限り、定量的・明示的に記載するよう対応する。</p>
山田委員	<p>資料1-1の2頁、No.2の強熱減量試験について、試験は、木片等の大きなものは除いて行うが、今回の津波堆積物の場合は、色々なものが混ざっている可能性がある。試験の結果は良くても、実際には木片や欠片等の腐りやすいものが混入していることを前提とし、盛土工事中においてはこれらの混入がないよう管理をしていくということを記載していただきたい。</p>
事業者1	<p>わかった。事業者として対応するとともに、津波堆積物を管理している環境局とも調整していきたい。</p>
持田会長	<p>資料1-1の3頁、No.5の対応方針について、「道路土工一盛土工指針」の記載があるが、これは東日本大震災を踏まえたものなのか。</p>

事業者 1	最新の指針だが、発行は震災前であり、東日本大震災を踏まえた内容ではない。
持田会長	例えば、1978年に宮城県沖地震があり、その地震を踏まえた新しい建築の耐震基準は1981年に出ている。このように、災害があり、それに対する備えが出てくるまでタイムラグがある。今は、その新しい基準が出るまでの期間なので、仕方がない部分もあるが、今後、新しい指針等の情報が出てきた場合には、事業にフィードバックをかける必要があると思う。
事業者 1	わかった。
持田会長	それでは続いて答申案について事務局から説明をお願いする。
事務局	(資料1-3について説明)
持田会長	それでは、ただいま説明された答申案に対して委員の皆様からご質問、ご意見などをお願いする。
山崎委員	個別事項の最初の項目立ての大気質は、騒音の間違いではないか。もし大項目で記載するならば大気環境だと思う。
事務局	間違いであったので、大気環境と修正する。
永幡副会長	個別事項(7)について、「周辺事業において実施されている調査結果の内容も可能な限り考慮するとともに」という部分は、先ほどの議論を踏まえていると思うが、もう一步踏み込んで、できる限り共有するよう働きかけるべき、という内容を入れてはどうか。一度、答申に記載しておけば、今後も情報共有についての話をしやすくなるので、このような機会を利用して記載することはできないか。
環境部長	環境局の立場としては、そのような方向で努力をしたいと思うが、事業者に対し、それを求めるのは少し難しいのではないか。事業者が働きかけるにしても、まずは、行政機関の間で必要な情報が共有されるという状況がなければ実現も難しい。今のご意見については、環境局として受け止めさせていただきたい。
永幡副会長	記載しても実現しないのであれば、無理に記載を求めるものではないが、今後の事業においても情報共有について考えなければならないということを記録として残しておくことが大事である。
環境部長	ご意見をいただいたことを議事録に記録するということではいかがか。
持田会長	この答申案は、環境局ではなく、事業者に要請する内容だ。
永幡副会長	今回は仙台市が事業者である。事業者が民間業者の場合の答申に記載するよりは、仙台市が事業者である場合の答申の方が記載しやすい。
環境部長	今回は事業者が仙台市ということだが、答申というもののあり方として、相手によって要請する内容に差があって良いのかという問題があると思う。機関としての仙台市に対するご意見としては受け止めさせていただきたい

	が、実際は事業部局が異なるので、そこは切り分けていただければと考える。
持田会長	この答申案は、仙台市環境影響評価審査会会长の名前で仙台市長あてに答申する。この場合は、環境局を所管する市長ではなく、建設局を所管する市長あてに答申するものか。ややこしいことだが、もう少し前向きに記載できると良いという意見はそのとおりである。
環境部長	環境局を所管する市長あてに答申する。環境局を所管する市長に対し、事業者である建設局を所管する市長に対してこのようなことを求めなさいというものである。
持田会長	両方同じ市長だから、記載しやすいのではないか。
永幡副会長	例えば、猛禽類の調査結果について、外部から問い合わせが来た場合、一般には非公開とするのであれば情報を出します、というように仙台市から関係機関に働きかけることができれば、まず第一歩ではないか。そのようなことを積極的に行うべきだという言い方はできないか。
環境部長	それは誰に対して求めるということか。
永幡副会長	事業部局に対してである。情報を共有するよう言わされたときに、事業部局からは情報を出すことができるということを明示しておけば随分違うと思う。
持田会長	答申は、環境局の立場から事業者である建設局に実行を求めるべきだという内容のものである。つまり、建設局に実行を求めるべきだというところに記載するのではなく、情報共有が進むように環境局が支援するべきだというような文章になるのではないか。永幡委員の意見は、せっかくこのような議論があるので、単に可能な限り考慮するという文章ではなく、もう少し具体的に記載できないかということだ。
永幡副会長	そうである。
環境部長	やはり2段構えになるのではないか。現在、関係機関の間で情報を共有できる状況にはないため、第一段階として、私ども環境局が努力する。その上で、事業者である仙台市や民間業者が、情報を共有するというのが次の段階だ。確かに今回の案件の事業者は仙台市であるが、現段階では、環境局から事業部局に対して求める段階ではなく、まずは自分たちの努力が先であるように思う。
持田会長	環境局に努力をしてくれということは答申には記載できないのか。答申は事業者向けの要請事項しか記載できないのか。
環境部長	あくまでも答申本文では難しい。附帯意見という形にすることや議事録に残すという方法はあると思う。
永幡副会長	議事録に残すのみとするよりは、答申のようなものに残したほうが、多くの人の目にはつく。

山本委員	本審査会は、環境局の代理という形なのか。独立ではないのか。環境局も含めて仙台市が行う事業に対して、各部局ができるることをやってくださいということは言えないのか。
環境部長	この制度を担当している環境局を所管する仙台市長の諮問に応じ、このように事業者に対して求めるべきであるという意見をお出しいただいて、仙台市長はそれを尊重して事業者に対して意見等を行うということである。
山本委員	環境局も含めて関係機関に働きかけができる部局と連携をして、データの共有が図られるように関係機関に働きかけることを求めることはできないのか。
都市推進課長	事務局としてお預かりして、仙台市全体を統括する市長に対してご意見があつたということを受けとめ、事業部局に働きかけを求めたり、あるいは我々環境局が関係機関に働きかけたりということは当然あり得る話である。ただし、環境部長が申し上げたのは、この答申案については、あくまでも事業者としての建設局を所管する市長に対する要請事項であるということだ。
山本委員	事業者に対し、環境局も含め他の関係機関や関連部局と協力して話し合いすることを求めるという記載ができるのかというのが私の趣旨である。
環境部長	個別事項(4)において、「関係機関及び関係部局と調整の上」とあるのは、関係機関というのは仙台市以外、関係部局というのは府内の部局という意味である。この表現を援用して、事業者である建設局は、府内の関係部局である環境局と調整の上、情報の共有を図れとか、極力そのように努めるべきだというような表現は可能かと思う。
山本委員	そのようにすれば、副会長や会長がおっしゃったことも、盛り込めるのではないかと思う。
持田会長	山本委員の意見はもっともある。
	また、環境行政というのは、昔の公害規制のようにただ押さえ込むものではなく、環境に配慮したものをつくっていくというものである。その場合、環境局と建設局と一緒にやっていかないと進まないのだが、それが昔の公害規制時の対立構造のような形がそのまま残っており、環境局は建設局を監視しているような構図になっている。しかし、両者が協力して環境に良いものをつくっていくという方向に行くと、建設局が、環境局が、という形はかなり難しい。そのため、環境部局で調整して欲しいとか、協力してくれという話になるのだと思う。
環境部長	それでは、個別事項(7)については、最終的な表現ぶりは調整させていただくが、「周辺事業において実施されている調査結果の内容についても、関係機関及び関係部局と調整の上、その共有に努めるべきである」といった趣旨に修正するということでどうか。

三上委員	それだけの記載では、なぜ猛禽類のデータは、他の機関のデータも使うのか一般の方はわからないと思う。明確に「対象種への調査によるストレスを低減するために」とか記載があれば理由がわかる。
事務局	では、対象種への調査による負担を軽減させるため、もしくはストレスを軽減させるためとする。
持田会長	猛禽類の負荷軽減のためにというのもあるが、私の考えでは、同じ地域において、各機関がデータ保有しているのだから、お互いのデータを突き合わせた方が様々なことがわかるので良いに決まっているということである。
三上委員	そうすると全体事項になってしまうと思う。
持田会長	要するに、同じ地域において別々に調査したデータをきちんと共有して、全体をきちんと把握しろということが一番大きい話である。全体事項になると心構えの話になり、個別事項にすると猛禽類に対する話のみになってしまふ。
永幡副会長	理想的に言うならば、全体事項に記載があり、さらに、オオタカについては、過度の調査によるストレスの問題があることから、早くデータを共有すべきだというニュアンスも含め、個別事項(7)に具体的に負担という言葉を入れて記載するというのがベストだと思う。
環境部長	猛禽類に対する影響を極力低減すべしという趣旨なので、個別事業(7)において、必要な記載をするべきと考える。
	ただ会長がおっしゃったとおり、猛禽類に限らず様々な情報の共有についての話となれば、全体事項というよりも制度のあり方に関わることになるため、ちょっと抽象的な表現になるかもしれないが、何らかの記載としておいたほうがよいということかもしれない。
永幡副会長	可能であれば記載しておいたほうが良いと思う。答申のような記録に残るものに記載があると、いろいろなところに波及していくと思う。今後同じような場所で事業があったときに、前の答申でそのように出ているので、きちんと教えてくれ言いやすくなる。
環境部長	情報共有の壁になっているものが何か、どのような実態にあるのか等、もう少し情報を収集したい。その上で、答申に記載することにより事態を打破する方向が示せるのであれば、ご相談の上、何らかのかたちで書き込む方向で検討させていただきたいと思う。
山本委員	個別事項(7)について、調査の内容についての記載のみで、どのような影響が考えられ、どのように対策するのかという話がなかったように思う。この点に関して、三上委員いかがか。例えば、他の事例で拝見したことがあるのだが、営巣のための人工的な仕掛けをするとか、そのようなことも考えられるのか。

三上委員	もっと大きな範囲で、海岸林をこれからどのように再生していくのかにすごく依存している。ひょっとしたら工事により一時的にはオオタカがいなくなるかもしれないが、海岸林の再生がうまくいけば、オオタカが帰ってくることはあると思う。この地域においては、他にも事業があちこちで行われているので、この事業だけで議論するのは限界だと思う。
山本委員	わかりました。他の事例から、きちんと対策立てるというような文言を入れなくて良いのかなと考えた。
持田会長	事後調査をして何か問題があったら、きちんと対策をたてるようにというもう一言があるべきではとの意見だと思うが、専門の先生方がよろしければ、よろしいということだ。
安井委員	資料 1-1 の 26 頁の別紙 6 に盛土法面の維持管理計画が記載されている。答申案の個別事項(5)では、「適正な維持管理を行い」とあるのに対し、この維持管理計画では法面の草刈りを年 1 回行うというように読めるが、私は年 1 回の草刈りで良いとは思っていなかった。評価書においては、本答申案に基づく市長意見に対して、事業者の対応方針を記載することになるが、本維持管理計画に記載のとおり年 1 回の草刈りと記載されると考えてよいか。
事業者 1	別紙 6 に記載の盛土法面の維持管理計画では、毎年の草刈り管理を行うとしている。年 1 回と断言したものではないのだが、仙台市が管理している膨大な道路を全て年 2 回草刈りするというのは、非常に難しいのが実態である。そのような中で、本道路だけは特別に年 2 回の草刈りを行うということが可能かどうかについては、他の道路の維持管理とのバランス等も含めて考えなければならないので、現在のところ記載できるのは少なくとも毎年草刈りをするということである。その場合、別紙 6 の下表に示すように、法面は 75 センチ程度の草が茂る可能性はあるということである。これが適正かどうかについては、考え方によると思う。ある程度草丈があって動物の移動経路がある方が良いというような考え方もあるだろうし、芝生だから常にゴルフ場みたいになっているほうが良いという考え方もある。考え方は様々あるが、実態としては、例えば何センチまで刈りますとか、年に何回草刈りをしますという記載できないので、少なくとも毎年草刈りは行うという記載をしている。
持田会長	適正な維持管理というのは、草が繁茂して景観が悪化することや、周りに影響が出るようなことがあれば、毎年の草刈りと記載したからといって、年 1 回で済ますわけではないということか。
事業者 1	そのとおりである。当然苦情等あった場合には対応するというのは、通常他の道路においても維持管理の中で行っている。
持田会長	要するに、問題が起きないようきちんと維持管理をしてくださいというこ

	とに対してはこの維持管理計画で対応するが、実際のところ、年1回の草刈りにより、法面が75センチ程度の草が茂ることで何か問題が起きるかどうかは、今の段階ではわからないということだ。もし問題が起きて年2回の草刈りが必要となったら、年2回やるということか。
事業者1	それが全ての法面で草刈りを行うのか、例えば集落の近くとか、人が住んでいるところでとか、苦情に応じてとか、対応についてはいろいろあると思う。
持田会長	少なくとも、何か大きな問題やクレームが出るような状態で放置することはないということか。
事業者1	はい。
安井委員	答申案の全体事項(1)について、「可能な限り樹木の植栽を行うよう求めるべきである」という文言があるのだが、資料1-1の2頁のNo.1の対応方針には、法面への植栽は難しいとの記載がある。植栽を行うよう求めるべきであると答申した場合に、どのような対応がとられるのか。
事務局	事務局のほうから説明する。答申案の文言は「盛土法面等の緑化にあたっては」としており、その「等」の中に法面以外に植栽可能な場所、例えば海岸公園と接する場所や側道など、今後事業部局が植栽の可能性について検討する場所が入っている。
持田会長	法面についてはいろいろと検討した結果、植栽は難しいとの回答だが、それ以外の場所については可能な限り植栽を行ってくださいという趣旨の答申であるとのことなのだが、よろしいか。
安井委員	はい。
松木委員	個別事項(5)に記載の「適正な維持管理」について質問がある。全体事項(1)の対応としては、法面以外の植栽可能な場所に植栽を検討することであった。また、自然に樹木が生えてくる場合も考えると、一律に草刈りを行ってしまうと樹木は生えない。維持管理に当たっては、植栽や自然に生えてきた樹木を残して、草刈りを行うということか。
持田会長	一律の草刈りを行うのは、法面のみか。
事業者1	草刈りが必要になるのは、主に法面である。ただし、法面以外であっても道路の区域内において雑草が繁茂すれば、草刈りは行う。植栽した場所については、適正な植栽管理が必要となるので、植栽を管理する場所、草刈りを行う場所については、維持管理の考え方の中でそれぞれ整理していくことになる。
松木委員	では、植栽として管理するかについては、ある程度場所を決めていくということか。
事業者1	そうである。先生がおっしゃるのは、自然に生える樹木ということか。

松木委員	両方あると思う。
事業者 1	自ら植栽したものについては適正に管理する。
松木委員	植栽したものを切るということはないだろうが、自然に生える樹木についても考慮してもらいたい。
事業者 1	自然に生える樹木というのが、どのような樹木なのかにもよると思う。
持田会長	松木委員の意見は本道路の範囲の中でという話か。道路の近くで自然に樹木が生えてくるか。
松木委員	私は現場をよく知らないのだが、近くにどのような植生があるのかによると思う。
持田会長	自然に生えてきたような樹木があれば、それもうまく緑化に活用してもらいたいということだ。
事業者 1	それが、道路管理上に問題がなければ活用したい。
持田会長	本道路や避難道路の詳細設計や周辺の海岸公園等の詳細な計画が決定しない現段階では抽象的な話だ。今後、具体的に決定すれば、植栽場所についても具体的に話ができる。
松木委員	今後具体的な話になるとを考えると、自然の樹木や植栽が生えている場所については、なるべく残せる場合は残すという文言を残しておくということが大事だと思う。
山本委員	資料 1-1 の 2 頁の No. 1 では、「法面は」と記載されている。一方、答申案の全体事項(1)には「法面等」と「等」が入っている。先ほどの説明で、その「等」の中に法面以外に植栽可能な場所が含まれているということは理解したが、説明してもらわないと分からない。
持田会長	個別事項(5)の記載では、適正な維持管理をするのは法面についてのみである。全体事項(1)と同様に、「盛土法面等」と書くのかが良いのか。
山本委員	「等」1 個でいろいろな意味があるのは、正しく理解するのが難しい。
山崎委員	盛土法面に関しては、植栽は難しいという話なので、盛土法面と記載するより、むしろ植栽の可能性がある具体的な場所を記載した方が適切なのではないか。
持田会長	「等」の部分について、先ほど説明があったような植栽の可能性がある具体的な場所を記載した方が良いのではないかということだ。
事務局	全体事項(1)については、事業者が植栽可能な場所を現在検討中とのことであったので、具体的な場所を記載することにより、検討場所が限定される恐れがあると考え、「等」に全てを含める形とした。
	一方、個別事項(5)については、法面は張芝を施すことであったので、芝の適正な維持管理を要請するという趣旨で、「法面については適正な維持管理を行い」という文章とした。しかしながら、芝及び植栽についても、適正

	<p>な維持管理を行うことを要請すべきということであれば、全体事項(1)と同様に「盛土法面等」することではいかがか。</p> <p>山崎委員の意見のとおり、「盛土法面等」の表現を見直すことはできないか。事業者は植栽可能な場所を現在検討中で、具体的な場所が記載できないとのことだが、「盛土法面及びその周辺地域」などのように表現を見直されたい。「等」と読む人が見落とす恐れがある。</p> <p>「等」を見落とすということもあるが、このように記載すると盛土法面が主体だという印象を受けてしまう。「等」の意味までは読み取れないのではないか。</p> <p>では、「盛土法面及びその周辺の緑化に当たっては」とする。</p> <p>個別事項(5)については、事務局の説明どおり「等」をつけない。</p> <p>それでは、本日の意見をもとに新しい案を作成していただき、最終的な文面などの調整については、私と永幡副会長にお任せいただくということでおろしいか。</p>
持田会長	→(各委員了承)
持田会長	<p>【次第4 報告】</p> <p>次に報告に入る。</p> <p>「東北大学青葉山新キャンパス整備事業に係る事後調査報告書（第1回）(案)」について事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>東北大学青葉山新キャンパス整備事業については、平成20年2月6日に評価書の公告を行なった。</p> <p>今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書の案について事業者から報告する。</p> <p>(資料2について説明)</p>
事業者2	<p>それでは、ただいまのご説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いする。</p>
持田会長	
横山委員	<p>植物について概ね移植の結果は良好だと思うが、一部、生育不良の種がある。それらについては、今後、同じことを繰り返さないため、なぜ移植がうまくいかなかったのか考察を行う必要があると思う。もし、失敗の理由が想定できている種類があれば教えていただきたい。</p>
事業者2	<p>生育不良であった種のうち、イトモについては、池の水量が維持できなくなってきてていることが第一の影響ではないかと現段階では考えている。イトモについては自生していた個体を管理しているので、これを活用した再移植の実施を検討している。ほかの種については、適地と想定される場所に移植を試み、草刈りなどを定期的に行い移植地の管理を行っていたが生育不良と</p>

	なっており、ご指摘のあったとおり考察をした方が良いのではと考えている。
横山委員	準備書審査の際に、ラン類、特にキンラン属は非常に特異な生態を持つので、多分移植は失敗すると思うという意見を述べた記憶がある。キンランは生存率50%となっており、かなりうまくいった方だと思うが、ギンランはうまくいっておらず、移植の方法が適正でなかったのだと思う。今後、適正な移植ができるよう、生態をきちんと認識し、情報を整理しておく必要がある。
持田会長	ほかに。
永幡委員	7-9頁の騒音について聞きたい。工事用車両の走行に伴う騒音に関しては、予測結果から随分外れてしまっている。本事業以外の大型車台数の増加の影響が大きいと考えられるとあるが、このように予測が外れた要因が分かっているのか。
	騒音レベルは車の台数に依存して決まるので、車の台数の予測を間違えれば当然、的外れな予測となる。騒音レベルが下がる方に変わることは問題ないが、上がる方に変わり、環境基準を超えることがあるのは良くない。次に同じような間違いが起こらないよう、対策を考える必要があると思う。もし予測が外れた理由が分かれば教えて欲しい。
事業者2	まず、事後調査を行った時期の問題がある。騒音の事後調査は、工事用車両がピークになる時期を選んで道路交通騒音の調査を行うことになっており、実際に調査をした時期は8月後半となっている。しかし、調査地点の交通量を考えた場合、平常時というのは、大学で講義が行われている時であり、夏休み期間の8月下旬は、平常時ではない。平常時ではない時期に工事のピークがきてしまったという問題が一つあると思っている。
	もう一つは、隣の地下鉄東西線の工事等も本事業と同じ道路を使っており、そちらの工事と重なることで、予測における大型車台数とずれてしまったと思う。
永幡委員	別の工事の影響が混ざってしまったということだ。やはり、周辺でどのような工事が行われるのかを事業者間で把握し、共有した上でアセスを行わないとい、予測は当たらないということだ。今回は終わってしまったことなので仕方ないが、今回のように事業が重なる際には、必ずデータの共有化を図り、各事業でどの時期に工事車両台数がどの程度増加するのかを考えた上で、平滑化していく必要がある。要請限度は超えたたらアウトという値なので、要請限度を下回ったから良い、という話ではない。最低限、環境基準を守れるよう、できる限りの対策を考えて欲しい。
事業者2	隣接する工区との情報共有は、これから先も含めて非常に大事なことだと思うので、担当部署と連携をとりながら、このような問題をどう考えていいくか、話し合っていきたいと思う。

山崎委員	現在は事業ごとにアセスを実施することになっているので、このような評価になるのだと思うが、やはり、同じ場所で並行して事業が進むところに関しては、あわせた形での評価というのを今後考えていく必要があると思う。
事業者2	準備書や評価書の時点で、隣接事業の想定は可能な限り考慮はするが、ご指摘のとおり、現在のアセスメントの仕組み上限界があるので、実際に工事を行う段階で、事業者としてどれだけ配慮していくかということが重要なのだと思う。今後、隣接事業者と調整ができる機会があった場合には、可能な限り調整を行っていく必要があると思う。
持田会長	7-9頁の騒音では、予測より事後調査の方で大型車両台数が多くなっているが、7-10頁の振動では、同じような台数になっているのか。
事業者2	評価書で予測対象としている時期が騒音と振動で異なっている。事後調査は基本的には予測対象とした時期に実施している。
持田会長	事後調査を実施する時期が異なり、騒音の調査時期は、ほかの工事と重なったが、振動の調査時期はあまり重ならなかったということか。
事業者2	実際は、予測評価自体もほかの車両というのは加味せずにやっている。それから、事後調査もそれぞれ影響がピークを想定される時期に予測をしているので、そこでのずれが生じてしまっているということだ。
持田会長	わかった。 それから、騒音は事後調査においてきちんと騒音レベルを計測しているが、振動は工事車両台数しか見ていない。大気質も同様で、事後調査において、建設重機の稼働に伴う排出ガスについては濃度を計測しているが、7-2頁の工事用車両の走行に伴う排出ガスについては工事車両台数しか見ていない。事後調査で、工事車両台数しか見ないということは、シミュレーションの入力条件が合っているかを確かめるだけで、予測結果が合っているかどうかは見ていない。これはどういう考えだったのか。
事業者2	基本的には、評価書における事後調査計画に基づき事後調査を行っているため、事後調査計画において、工事計画を確認するとしているものは、そのような形で事後調査を行った。ただし、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音については、事後調査計画では騒音レベルの測定は計画していなかったが、評価書の現地調査結果において既に環境基準を超過していた調査地点があったため、事業者として影響をどれだけ低減することができたのか確認するべきだという認識で、騒音レベルの測定を行った。
持田会長	評価書での事後調査計画に基づき事後調査を行ったとのことだが、事後調査により予測結果の検証を行うといったとき、単に工事用車両の台数を確認するのみで事後調査とするのは違うと思う。これまでの案件でも事後調査はそのような手法であったのか。

事務局	<p>これまでの案件では、事後調査は現地調査を行っている。仙台市環境影響評価技術指針においては、事後調査の方法は現地調査によるものであり、その調査方法は、環境影響評価で実施した調査手法に準じるものとするとしている。本指針の内容については、事業者に説明しているが、伝え方が足りなかつた、もしくは準備書、評価書の中での記載についてこちらの確認も不十分であったと反省している。今後の事後調査については、現地で調査するよう説明したいと考えている。</p>
持田会長	<p>工事が終了したため、工事中の環境影響についての事後調査についてはもう現地調査をすることはできないが、今後の供用後の環境影響の事後調査については現地調査を実施してもらいたい。</p>
山本委員	<p>東日本大震災からの復旧工事等もあり、当初の予定よりも工事期間を延長している。本事業は造成事業のため、当初は温室効果ガスの排出はそれほど多くないだろうということで温室効果ガスを環境影響評価項目として選定していなかったが、復旧工事など当初予定にはなかった工程が追加され、また、工事期間も延長された。このことから、側溝や道路舗装などの資材由来も含め、温室効果ガスの排出が増加しているのではないか。</p> <p>次に、造成後に建設する建築物について、評価書では環境に優しいキャンパスを整備するということを計画していた。評価書時に検討していた省エネ機器等については、年数が経過したことから、当初の予定から変更しているのではないかと思われるがいかがか。</p>
事業者2	<p>温室効果ガスについては、工事期間は延長したものの、復旧工事において施工済み箇所の補修を行ったのみであり、当初計画していた以上の工作物の設置等は行っていないことから、温室効果ガスの排出が大きく増加したものではないと考えている。</p> <p>また、建築物の建設に当たっては、評価書で示した機器等については、評価書作成時から技術が進歩しているので、例えばLED照明を採用するなど、より環境に配慮したものを探用しようという考えのもと検討を進めているところである。</p>
持田会長	温室効果ガスの排出が大きく増加していないことを具体的に示せないか。
事業者2	算出に必要なデータを取りそろえることができるかわからないので、持ち帰って検討させてもらいたい。
山本委員	大気質や騒音に係る事後調査において、車両台数と走行ルートのデータを取り扱っている。また、廃棄物に係る事後調査において、資材の使用量についても把握しているはずなので、ぜひ算出してもらいたい。
溝田委員	イモリの移植結果が7-52頁に記載されている。平成20年度は32個体確認されたが、それ以降は平成22年に2個体確認され、最近は確認されていない。

	移植したイトモ池の周辺には生息しているとのことだが、これは移植が失敗したということではないか。その原因と今後計画している保全措置を教えてもらいたい。
事業者2	<p>イモリの事後調査結果については、個体数が減っているように見えるのだが、移植したイトモ池にイモリを閉じ込めることはできないので、周辺に分散して生息していると考えている。しかしながら、周辺の全ての池を調査するというのは難しい。</p> <p>また、先ほど説明したとおり、イトモ池の水量の確保が難しい状況になっている。水量を増やそうと検討はしているが、イモリは、そこまできれいな水を大量に必要とする生き物ではないので、抜本的な保全対策とはならないと考えている。</p>
溝田委員	イトモ池の造成時には、建築物の配置計画が決まっていなかった。イモリは、水辺と森の連続性がないと生きられない生き物である。2-9頁に建築物の配置図が掲載されているが、イトモ池が建築物で囲まれているような状況、あるいは周辺が改変されたため、イトモ池がイモリの生息には適していない環境になったのではないか。
事業者2	本事業による改変エリアは旧ゴルフ場の芝地部分としており、イトモ池周辺の森には手をつけておらず、既存の状態のままである。ただし、付近に道路があるので、もう少し広い範囲での連続性というは分断されている可能性はある。それについては、小動物の移動経路として道路の下にU字溝を利用したエコトンネルを設置している。
山崎委員	4-1頁について聞きたい。地震により、旧ゴルフ場時代に盛土した箇所と元地形の境界で地盤の問題が生じたということだが、今後、建築物が建設されたときに、東日本大震災により市の周辺部で生じた宅地被害と同様の問題が起こるのではないか。今回の造成というよりは、旧ゴルフ場時代の造成部分等に問題が生じないのかが疑問に感じた。
事業者2	今回被害があった箇所に関しては、地盤改良により補強しているが、東日本大震災のように想定以上の地震が起きた時に問題が生じないかについては、検討はしていない。ただし、当然ながら建築物を建設する際には、詳細な地質調査を行い、調査結果を見ながら、杭を打つ、地盤改良を行う等の対策を講じるので、特段の問題はないと考えている。
持田会長	それでは、この件は以上とする。本日の質問・意見等を事後調査報告書の作成にできる限り反映させるように配慮をお願いする。

事務局	【次第 5 事務連絡】 ・追加意見の聴取 8月 14 日(水)夕方 5 時までに事務局まで ・次回審査会 現在のところ予定なし、必要に応じ日程調整等を実施
事務局	【次第 6 その他】 特になし
事務局	【次第 7 閉会】 《審査会終了》

平成 25 年 10 月 / 日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 手塚 伸一郎

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 永中 勝司